

高収益作物次期作支援交付金Q & A（未定稿）
（令和2年7月16日現在）

問1 本事業を実施する趣旨は何か。

（答）

新型コロナウイルス感染症の発生により卸売市場での売上げが減少する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、国内外の新たな需要等に対応するため、直接販売や契約栽培、輸出に向けて販路の転換又は拡大に取り組む農業者に対して、次期作における資材や機械の導入等の生産活動に対する支援や、新たな需要確保に向けた新技術導入、海外の残留農薬基準への対応等の取組に対する支援を行います。

問2 本事業の公募はいつからいつまでか。

（答）

本事業の公募については、農林水産省のHPに掲載しています。

第1回目の公募は、令和2年5月20日（水）～6月2日（火）に、推進事務費を必要とする事業実施主体を対象に実施したところです。

第2回目以降の公募では、事業実施主体の募集と合わせて取組実施者（農業者）からの申請も募集しますので、各事業実施主体は農業者の申請を取りまとめた事業実施計画書を作成し、応募してください。

また、第2回目以降の公募の予定は以下のとおり、複数回にわたって実施することになっています。公募情報は農林水産省HPに掲載しますので、ご確認願います。

第2回目公募：令和2年6月30日（火）～7月31日（金）

第1次締切：7月13日（月）

第2次締切：7月31日（金）

第3回目以降：随時

農林水産省 HP アドレス

https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/seisan/20200515_1.html

問3 本事業における事業実施主体の役割は何か。

（答）

本事業の事業実施主体は、次期作において本事業の取組を実施した農業者に対し、国

から交付された交付金を交付するほか、本事業の実施等に必要な事項の農業者への周知や指導、農業者から提出された申請書等の確認や農業者の取組の実施確認、取りまとめ等を行っていただきます。

問4 農業者は、いつまでに事業実施主体へ申請しなければならないのか。

(答)

農業者の申請は、地域で対応する事業実施主体へ行っていただきますので、提出期限や提出方法等については、申請先の事業実施主体に確認してください。

問5 支援を希望する農業者で、申請先の事業実施主体が分からない場合は、どのようにしたらよいか

(答)

お住まいの地域の都道府県、市町村、農業再生協議会、農業協同組合等からの情報提供をお待ちいただくか問い合わせください。

それでも申請先の事業実施主体が分からない場合は、お住まいの都道府県を所管する地方農政局（北海道は北海道農政事務所、沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）にお問い合わせください。

問6 本事業の手続きを知りたい。

(答)

本事業の、取組実施者（農業者）に関する主な手続きの流れは以下のとおりです。

- (1) 支援対象の要件を満たす農業者は、本事業で定めた取組を行うための計画を記載した取組実施計画書を事業実施主体に申請します。
- (2) 事業実施主体から当該計画書の内容について確認を受けた農業者は、計画に従って取組を実施し、取組終了後、取組実績報告書を事業実施主体に提出します。
- (3) 事業実施主体は、取組が実際に実施されたことを取組実績報告書と証拠書類等により確認し、問題がなければ地方農政局等に交付金を請求します。
- (4) 地方農政局等から交付金が交付された事業実施主体は、農業者に交付金を支払います。

問7 本事業の支援対象となる農業者の要件は何か。

(答)

本事業の支援対象となる農業者の要件は以下のとおりです。

- (1) 令和2年2月から4月の間に野菜・花き・果樹・茶の出荷実績がある又は廃棄等により出荷できなかった農業者（6月30日現在：※）

※：5月以降の当該要件は、第3回公募以降にお知らせします。

- (2) 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は加入を検討する

農業者

問8 2月から4月は出荷等をしておらず、5月以降の出荷実績しかない農業者は支援対象とならないのか。

(答)

本事業は、新型コロナウイルス感染症により影響が生じた品目の農業者を支援するものです。そのため、5月以降については、各月、各品目毎の新型コロナウイルス感染症による売上げ等への影響を確認した上で、**第3回以降の公募において支援対象品目を示し、農業者の要件を追加決定**することとしています。

問9 次期作の具体的な定義は何か。また、複数回作付けする品目はそれぞれカウントできるのか。

(答)

原則として、支援対象品目（前作）の収穫後の次期作として行う「播種・定植」前の準備作業から「収穫・調製」までの間の取組であり、**同一ほ場での支援は1回限り**としています。

なお、**必ずしも支援対象品目（前作）の直後の作付けに限定するものではありません。**

また、果樹や茶等の次期作の考え方については、原則として、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた出荷期間から次の収穫（出荷）（茶にあつては翌年一番茶の収穫（出荷））までの間となり、令和2年度末までの取組が支援対象となります。

問10 次期作で取り組む高収益作物については、前作と同じ品目でないといけないのか。

(答)

高収益作物であれば、次期作は前作と違う品目でも構いません。

問11 要件となっている出荷実績等の確認は、どのようにすればいいのか。

(答)

本事業の取組を実施する取組実施者（農業者）は、取組計画書の提出の際に、事業実施主体に **出荷実績を確認できる領収書、納品書等の資料を提出**することとなります。なお、その際、出荷実績分のすべての資料を提出する必要はありません。出荷実績の有無を判断できる一部資料で構いません。

また、廃棄等により出荷できなかった場合は、前年産の出荷実績及び今年産の廃棄の理由を簡潔に記載した書面を提出してください。

なお、観光農園などで出荷実績を確認する資料がない場合は、公募要領が示す対象期間に、観光農園を開園していたことが確認できる資料等を提出してください。

問 12 新型コロナウイルスの影響による価格下落等により、保険金が支払われる収入保険加入者であっても、支援対象となるのか。

(答)

本交付金は、収入減少の補てんではなく、次期作に取り組むために必要となる掛かり増し経費の1/2相当を定額で支援するものです。このため、収入保険に加入し、価格下落等により保険金が支払われる農業者であっても対象となります。

問 13 作付面積が10アールに満たない場合の支援単価はどうなるのか。

(答)

5万円/10aにおいては、1アール単位で算定し、合計面積に1アール未満の端数があるときは切り捨てとなります。

一方で、80万円/10a、25万円/10aにおいては、0.1アール単位で算定し、合計面積に0.1アール未満の端数があるときには切り捨てにより算定するものとします。

問 14 いつからの取組が支援対象となるのか。

(答)

次期作の支援（5万円/10a、80万円/10a、25万円/10a）は、令和2年4月30日以降に行った次期作の取組が支援の対象となります。

厳選出荷の支援は、新型コロナウイルス感染症による影響が生じたものとして、令和2年2月1日以降の取組が支援の対象となります。なお、第2回公募では、2月から4月末まで実施した取組（産地の取り決め等に基づいて行う一連の取組が終了したもの（5月以降は申請しないもの））を対象としています。5月以降も厳選出荷の取組を実施しているものについては、5月以降の各月において、該当の品目が支援の対象となるかどうかを第3回以降の公募で確認の上、一連の取組が終了したものを申請してください。

なお、取組を実施したことが確認できる証拠書類等が保存されている必要があります。

問 15 取組実施者が作成する取組実績報告書は、次期作の収穫・出荷の完了後に提出しなければならないのか。

(答)

取組実績報告書は、取組計画書に基づく取組項目の実施後に提出できますので、次期作の収穫・出荷等の完了前に提出いただくことが可能です。

取組実施者（農業者）は、自身が取り組む取組項目の実施後、速やかに取組実績報告書に関係書類を添付して、事業実施主体に提出してください。

問 16 次期作支援のうち5万円/10aの取組とはどのようなものか。

(答)

次期作支援のうち5万円/10aは、下の取組類型を細分化した①～⑧の取組項目から2つを選択し、当該 **2つの取組項目を実施する面積** を交付対象とすることを基本としています。

交付対象となる面積の考え方は、要領別紙1の別表1に記載しているとおりですが、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、各取組項目の「導入面積の考え方」により算定した面積が支援対象となります

なお、条件不利地域である中山間地域等は5.5万円/10aを交付するものです。

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組	①機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース（いずれも可）
	②集出荷経費の削減に資する資材の導入 (大型コンテナ、通い容器等の導入)
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組	③品目・品種等の導入 (栽培技術の転換等)
	④肥料・農薬等の導入 (転換に必要な資材導入等)
	⑤かん水設備等の導入 (品質向上に必要な機器等の導入)
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組	⑥土壌改良・排水対策の実施 (作柄安定に資する対策の実施等)
	⑦被害防止技術の導入 (作柄安定に資する資材等)
エ 作業環境の改善に資する取組	⑧ 1 労働安全確認事項の実施 (講習会の受講等) 2 農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入 3 事業継続計画の策定等
オ 事業継続計画の策定の取組	

問 17 80万円/10a、25万円/10aの対象となる品目は何か。それ以外の品目は該当しないのか。

(答)

80万円/10a、25万円/10aの対象品目については、「新型コロナウイルス感染症の影響により卸売市場での売上減少等の影響を受けた品目」であり、かつ、「施設園芸で経営費が他の品目に比べて著しく高い品目」という考え方の下に、対象を整理してい

ます。

現時点では、2月～4月の全国の経営実態を踏まえ、

- ① 80万円/10a：施設栽培の花き、大葉及びわさび
- ② 25万円/10a：施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう

としています。

なお、施設栽培は「いわゆる雨よけハウス」は除きます。

また、上記以外の品目についても、都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要があると認めた場合には、高集約型品目として追加することができる措置を設けています。

問18 具体的にどのような施設で栽培された品目が対象になるのか。

(答)

加温装置(空調設備)又はかん水装置のある施設で栽培された品目が対象となります。他方、地域においては、地域性や栽培上の特性から、その他の装置を設置し、単位面積当たりの経営費が著しく高い経営をしている品目もあり得ると考えます。

こうした装置については、都道府県知事による品目の追加申請の際に、当該品目の生産に必要な装置である旨(必要な理由等)を添えて提出願います。

問19 次期作支援のうち2万円/10aの取組とは、どのような支援か。

(答)

以下の取組類型ごとに2万円/10a、中山間地域等は取組類型ごとに2.2万円/10aを交付するものです。

[取組類型]

- ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備
- イ 新品種・新技術導入等に向けた取組
- ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組

なお、交付対象となる導入面積の考え方は、要領別紙1-1の別表2に記載しているとおりですが、農地台帳及び共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組項目ごとの「導入面積の考え方」により算定した面積が支援対象となります。

問20 取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

取組類型「ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備」では、以下の取組項目を設定しています。

- ① 新規契約の締結(導入面積の考え方：新規契約面積)
- ② 追加契約の締結(導入面積の考え方：追加契約面積)

③ 需要開拓による販路の変更（導入面積の考え方：取引成立面積）

具体的には、新たに直販、契約栽培、輸出に向けた商談会への参加や実需者との意見交換会の開催等の販売促進の取組により、実需者や直売所等と締結した新規契約や追加契約による契約面積に加え、開設した販売サイトで販売する高収益作物の栽培面積（取引が成立した面積）も支援対象とします。

なお、この取組類型は、農業者が自ら実施する取組を対象としており、JA等が実施する共販や委託販売、インショップへの出荷等の取組はこの取組類型に該当しません。

数量契約の場合は、取組実施者の過去の平均的な単収や地域の平均単収等を基に、面積に換算してください。

問 21 取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

（答）

取組類型「イ 新品種・新技術導入等に向けた取組」とは、以下の取組項目を設定しています。

- ① 都道府県知事が定める新品種の導入（導入面積の考え方：導入面積）
- ② 都道府県知事が定める新技術の導入（導入面積の考え方：導入面積）

本取組については、都道府県が地方農政局長等に協議を行い、承認された取組を対象とします。

問 22 取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

（答）

取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組」では、以下の取組項目を設定しています。

- ① 残留農薬基準等への対応（導入対象面積の考え方：取組面積）
- ② 有機農業の認証取得に向けた取組（導入面積の考え方：取組面積）
- ③ GAP の認証取得に向けた取組（導入面積の考え方：取組面積）
- ④ MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組（導入面積の考え方：取組面積）

問 23 「① 海外の残留農薬基準への対応の取組」について具体的な取組はどのようなものか。

（答）

我が国における青果物や茶で使用可能な農薬成分の残留基準値が輸出先国等と日本とで異なることから、日本の基準値を満たしていても輸出先国・地域の基準値を満た

せずに輸出できない場合があります。

現在、輸出先国等の残留農薬基準（インポートトレランス）が設定されるよう対応しているところですが、未設定の輸出先国への対応として、輸出先国等の基準値に合わせた国内栽培を行うことにより、輸出に取り組む農業者を支援するものです。

具体的には、輸出先国の残留農薬基準などの調査、輸出用品目に使用可能な農薬への変更、栽培方法の変更等の取組を支援します。

なお、この取組は輸出先国等の残留農薬基準値に合わせた国内栽培を行うことにより、輸出に取り組む農業者を支援するものであることから、実績報告時に、海外への輸出実績があることや、海外に輸出することが確実と見込まれることが書面等で確認できることが必要です。

問 24 「② 有機農業の認証取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

（答）

本取組は、新たに有機農業の認証取得等に向けて行う準備の取組（先進農家の視察や研修、外部講師を招いた研修会の開催、研修会への参加、土壌・水質等の分析）などに必要な支援を行うものです。

交付対象面積は、新たに有機 JAS 認証（有機農産物の日本農林規格）の取得に向けた取組を行う面積（新たに認証を取得する面積（注：これまで認証を取得していた者が対象ほ場を拡大する場合、当該拡大部分は対象となる）、又は事業実施期間中に 認証機関が認証申請を受理した面積）、又は 新たに国際水準の有機農業（※）の取組を開始した面積（生産記録等で新たに取組を行ったことを証明できる面積）とします。

※ 国際水準の有機農業：有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日付け農林水産省告示第 1605 号）第 4 条の基準を満たす生産方法（同条の表に定める転換期間中のほ場における生産を含む。）

問 25 「③ GAP の認証取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

（答）

本取組は、GAP 認証の新規取得に向けて行う準備の取組（先進農家の視察や研修、外部講師を招いた研修会の開催、研修会への参加、GAP の取組に必要な改修資材や ICT システムの導入、残留農薬・土壌・水質等の分析・調査）及び新規認証取得のための審査の受審などに必要な支援を行うものです。

交付対象面積は、GAP 認証を新規取得した高収益作物の品目に係る作付面積（又は、事業実施期間中の 審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した高収益作物の品目に係る作付面積）とします。

取組実施者は、取組項目を実施したことが確認できる書類として、実施要領に定めるもののほか、新規取得した GAP 認証の認証書（又は、審査会社と認証審査の受審に係る

契約を締結した際に審査会社に提出した申請書類一式の写し)を、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

なお、同時に複数品目の GAP 認証を新規取得 (又は認証審査の契約締結。以下、本問において同じ。)した場合は、高収益作物の品目に係る作付面積に限り交付対象面積とし、GAP 認証を 新規取得した品目に複数の高収益作物の品目が含まれている場合は、それらの作付面積を合算した面積をもって交付対象面積とします。(例えば、要件を満たす取組実施者が、にんじん(野菜)、りんご(果樹)及び水稲(米)の品目で GAP 認証を新規取得した場合、交付対象面積はにんじん(野菜)及びりんご(果樹)の品目に係る作付面積に限ります。ただし、輪作等により同一ほ場で複数の GAP 認証を取得した高収益作物の品目を作付した場合は、それらの面積は合算対象とはならず、いずれかの品目に係る作付面積に限り交付対象面積とします。)

また、GAP 認証の新規取得には、個別認証又は団体認証の新規取得(現に GAP 認証を取得している者が、別の GAP 認証を新規に取得する場合を含む。)のほか、現に団体認証を取得している団体が新たに団体を構成する農業者等を追加する場合の当該追加農業者を含むものとします。この場合の交付対象面積は、当該追加農業者の作付面積(GAP 認証を取得した高収益作物の品目に係る作付面積に限る。)となります。

問 26 支援対象となる G A P 認証の範囲は、具体的にはどのようなものか。

(答)

輸出等の新たな需要に応じた取引において必要となる GAP 認証を言います。具体的には、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP が対象となりますが、この他にも、第三者機関が審査を行う民間の GAP 認証であれば対象となります。

なお、都道府県 GAP については、確認体制の有無に関わらず対象にはなりません。

問 27 「④ MPS (花きの生産総合認証) の取得に向けた取組」について、具体的な取組はどのようなものか。

(答)

本取組は、花きの国際認証の新規取得に向けて行う準備の取組(先進農家の視察や研修、外部講師を招いた研修会の開催、研修会への参加、同認証の取組に必要な改修資材や ICT システムの導入、残留農薬・土壌・水質等の分析・調査)及び新規認証取得のための審査の受審などに必要な支援を行うものです。

交付対象面積は、同認証を新規取得した花きの品目に係る作付面積 (又は、事業実施期間中に 審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した花きに係る作付面積) とします。

取得実施者は、取組項目を実施したことが確認できる書類として、実施要領に定めるもののほか、新規取得した認証書(又は、審査会社と認証審査の受審に係る契約を締結した際に審査会社に提出した申請書類一式の写し)を、交付金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。

また、新規認証取得には、個別認証又は団体認証の新規取得のほか、現に団体認証を取得している団体が新たに団体を構成する農業者等を追加する場合の当該追加農業者を含むものとします。この場合の交付対象面積は、当該追加農業者の作付面積となります。

問 28 支援対象となる MPS の範囲は、具体的にはどのようなようになるのか。

(答)

輸出等の新たな需要に応じた取引において必要となる、MPS 国際認証のうち農業者向け MPS (花き生産総合認証) 等をいいます。

生産者向け MPS には、環境認証 (MPS-ABC)、品質認証 (MPS-Q)、社会的責任認証 (MPS-SQ)、生産工程管理認証 (MPS-GAP) の 4 種類があります。

なお、取引において産地で新たに取得が必要となる花きの国際認証であれば、MPS 国際認証に限らず対象とします。

問 29 取組類型「ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP 等の取組」について、取組項目②、③、④の有機農業・GAP・MPS の取組について、既に認証を受けている場合は対象になるのか。

(答)

新たに高収益作物に係る取組を行う作付面積を支援対象と考えており、既に認証を受けている場合、又は既に国際水準の有機農業に取り組んでいる場合は対象外となります。

ただし、以下に掲げる場合は対象になります。

- ・有機農業の取組において、既に有機 JAS 認証を取得している者 (又は国際水準の有機農業に取り組んでいる者) が、有機 JAS 認証の取得面積を拡大した場合 (又は国際水準の有機農業の取組面積を拡大した場合)
- ・GAP の取組において、現に GAP 認証を取得している生産者が別の GAP 認証を新規に取得する場合 (例えば、JGAP を取得している生産者が、ASIAGAP を新規に取得する場合など)

問 30 厳選出荷の支援とはどのような取組を言うのか。また、その要件は何か。

(答)

厳選出荷の支援は、2 月以降、新型コロナウイルス感染症による影響で需要が大きく減少した品目で、市場価格や出荷量、出荷額等の状況を踏まえ、卸売市場での売上げ等が減少した品目を対象に、農協や生産部会、卸売業者等、産地等の取り決めに基づき、追加的な作業等により、まとまって品質の高いものに限定して生産・出荷するなどの工夫をする取組です。

現時点では、花きは露地及び施設栽培の品目、野菜は施設栽培の大葉及びわさび、

果樹は施設栽培のマンゴー、おうとう及びぶどう、茶が対象 となります（「いわゆる雨よけ施設」は露地として扱います。）。

なお、第2回公募では、2月から4月末まで実施した取組（産地の取り決め等に基づいて行う一連の取組が終了したもの（5月以降は申請しないもの））を対象 としています。5月以降も厳選出荷の取組を実施しているものについては、5月以降の各月において該当品目が支援の対象となるかどうかを第3回以降の公募で確認の上、一連の取組が終了したものを申請してください。

問31 問30に記載の品目以外は対象とならないのか。

（答）

厳選出荷の取組の対象として追加したい品目がある場合は、都道府県知事からの協議に基づき、生産局長が特に追加する必要があると認めた場合に追加することができる措置を設けています。

問32 交付対象面積は、耕地面積で算定するのか、取組を行った面積で算定するのか。

（答）

交付対象面積は、農地台帳や共済細目書等の公的資料に記載されたほ場面積を基に、取組を行った面積で算定 します。

したがって、例えば、ほ場において、交付対象となる取組を全体の1/2で行った場合は、交付対象面積はほ場面積の1/2となりますが、ほ場の全面積で取組を行った場合は、耕地面積で算定していただいて差し支えありません。

ただし、中山間地域でほ場に占める法面の割合が相当程度大きい場合や、作業場等、生産に要しない面積がある場合は、その面積を除いて算定します。

また、施設園芸の面積は、ハウスの設置面積のうち、「選別・調整等の作業スペース」等や、「生産に要しない面積（貯蔵・事務・休憩等の直接栽培に関係のないスペース）」等は除いてください（栽培管理に必要な作業通路は含みます。）。

問33 交付対象面積の確定にあたって収集する公的な資料とは、具体的に何か。

（答）

取組実施者の耕地面積を証明できる公的な資料を指します。

具体的には、農地台帳や耕作証明書^(※)、共済細目書、経営所得安定対策の交付申請手続き等に用いる水稻生産実施計画書兼営農計画書のほか、これらに準ずる、過去に行政が補助金等の支払いを行う際の証明となった、取組実施者の耕作面積が確認できる資料を指します。

なお、植物工場等、地目が農地ではない場合、不動産登記簿や市町村が発行する固定資産関係の証明書により面積が適切に確認できる場合には、これらの資料をご用意ください。（地目が山林等の場合は問34を参照）

(※) 耕作証明書は筆ごとの内訳がないため、筆一覧票も併せてご用意ください。

問 34 原木しいたけやたけのこ等を栽培しており、地目が山林等で農地台帳に記載されていないが、どのように公的資料を用意したらよいか。

(答)

次期作の栽培面積を公的な資料により適切に確認できない場合、栽培箇所の位置図や現況写真等、栽培面積を客観的に証明できる資料をご用意ください。併せて、事業実施主体が交付対象面積の妥当性を確認するため、ほだ木や親竹の本数又は、しいたけやたけのこの年間生産量等が証明できる資料をご用意ください。これらの資料等を照合し、交付対象面積の妥当性が確認できない場合には、事業実施主体が交付対象面積を現地で確認することとします。

問 35 耕作をしているが、権利設定の変更が適切に行えておらず、公的資料では耕作をしていることを証明できないが、どうしたらよいか。

(答)

本交付金の交付に際しては、対象となる農業者が適切な権利設定を受けていることが必要です。

ついては、適切な権利設定ができていない場合は、地域の農業委員会等に相談いただき、正しく権利設定を行った上で、公的資料の用意をお願いします。

問 36 農地の賃貸借や権利設定については、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理機構の推進に関する法律に基づく場合があるが、いずれの法律に基づく場合でも問題ないか。

(答)

現況と相違なく耕作者や耕作面積等の登録がなされていれば、いずれの法律に基づく場合でも差し支えありません。

問 37 特定農作業受委託契約をしている場合、本交付金は対象になるか。

交付金を受けられるのは、受託者と委託者のどちらになるか。また、どのように申請をすればよいか。

(答)

特定農作業受委託契約を結んでいる場合でも、本交付金の対象となります。交付金を受けられるのは、作業を受託した耕作者です。

申請する際には、特定農作業受委託が行われているほ場や面積を確認するため、地権者と受託者との間で契約した特定農作業委託契約書と、契約に基づき耕作するほ場に関する公的資料（問 33 参照）をご用意ください。紛失した場合や正しく契約書を交わしていない場合は、地権者と受託者との間で改めて契約書を作成してください。

問 38 特定農作業受委託とは、どのような契約か。

(答)

特定農作業受委託とは、一般的に

- ① 受託者が、農産物を生産するために必要となる基幹的な作業を行うこと。
- ② 受託者が生産した農産物を受託者の名義で販売すること。
- ③ その販売による収入の程度に応じ、その収入を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。

を内容とした契約を指します。

なお、①の基幹的な作業とは、「耕起・整地」、「播種」又はこれらに準ずる農作業等を指します。

また、より経営の安定が図られるよう、1年以上の受委託契約を結ぶ場合等は、将来的には権利設定への移行を検討してください。

問 39 耕作をしていない地権者が、本交付金を申請することは可能か。

(答)

本交付金は、耕作者に対する取組への支援のため、耕作をしておらずかつ販売権を持たない地権者は申請できません。

問 40 以前から耕作をしているが、その土地の所有者が分からないため利用権設定ができていないが、どうしたらよいか。

(答)

その土地が適切に相続されている場合は、相続者を確認の上、特定農作業受委託契約を結んでいただくことで、本交付金の対象となります。

所有者が不明である場合には、地域の農業委員会等にご相談いただき、農地中間管理機構（農地バンク）を通じた所有者不明農地の利活用のための手続きを進めてください。

問 41 本交付金（推進事務費を除く）の税務上の取扱いはどうか。

(答)

本交付金は課税の対象となるため、雑収入として計上してください。

また、消費税及び地方消費税については、本交付金は対価を得て行われる取引に当たらないため、課税の対象にはなりません。

問 42 交付金の交付後、取組実施者（農業者）が取組を行っていなかったことが判明した場合や、間違って過大に申請してしまったことが判明した場合、どのようにすればよいのか。

(答)

取組を実施していないなど、明らかに交付要件を満たさないことが確認された場合は、交付された交付金のうち要件を満たさないことが確認された面積に相当する額を返還していただきます。

また、取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていない場合や、次期作となる品目について適切な作付け、肥培管理・収穫等が行われておらず、正当な理由がなく出荷・販売が行われていないなど事業の趣旨にそぐわない場合も、交付金の全部又は一部の返還をしていただいたり、交付がされないことがあります。

なお、面積の虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、交付金の全部又は一部を返還(交付決定時点に遡って、年 10.95%の加算金が付加)していただくとともに、必要に応じて補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 29 条の規定等に基づき、5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金等の刑罰の対象になりますので、厳にこのような事態が発生することのなきよう適正な執行をお願いします。